

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
カブドットコム証券株式会社
取締役代表執行役社長 齋藤正勝

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、次頁のご案内に従って電磁的方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成22年6月27日（日曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座一丁目11番2号
ル テアトル銀座
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図
をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第11期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号 議 案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | 取締役7名選任の件 |

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kabu.com>）に掲載させていただきます。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙のご返送は、平成22年6月26日（土曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 電磁的方法による議決権行使は、平成22年6月26日（土曜日）午後5時までの受付となります。
- (3) 電磁的方法によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしします。
- (4) 議決権行使書用紙並びに電磁的方法により議決権が重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしします。

以 上

<<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お早めに下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。又、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月26日（土曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。又、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の株式市場は、日経平均8,000円台前半から始まり、当事業年度末には11,000円を回復するなど、総じて堅調な推移となりました。世界的な金融危機への日米欧各国の非伝統的な金融政策による対応や、未曾有の経済危機への積極的な財政出動策が奏功した格好となりました。

4月初めのG20金融サミットにおいて協調策が採られたことを皮切りに、米国を始めとして財政出動諸政策が打ち出されたこと、又、各国において景気の下げ止まりが見られ始めたことにより、世界の株式市場が同時反騰を迎える局面となり、日経平均は6月半ばに1万円台を回復しました。その後、日本においては、8月末の衆議院選挙で歴史的な政権交代が実現、政権交代による先行き不透明感の高まりや、ドバイショックなどによる円高懸念の高まりなどから、11月下旬にかけて日経平均が9,000円近辺まで調整する局面もありました。しかしながら、日本銀行による追加金融緩和策や政府の二次補正予算合意もあり反転、さらに世界的な景気回復へ信認の高まりから再び当事業年度末にかけて上昇する展開となり、当事業年度末の日経平均は11,000円台で終わりました。

当事業年度の個人投資家の売買動向につきましては、個別株を中心に市場への回帰が見られた場面もありましたが、夏場以降個人投資家の投資意欲は減退し、三市場1日当たり個人売買代金が4,000億円前後にまで落ち込む局面もあるなど、当事業年度を通じては低調に推移しました。この結果、当事業年度の三市場合計1日当たり個人株式売買代金は6,069億円と前事業年度の6,625億円から約8%減少しました。

このような厳しい環境の中、当事業年度の当社業績は、営業収益は前事業年度比9.9%減少の15,084百万円、経常利益は前事業年度比18.2%減少の4,905百万円、当期純利益は前事業年度比15.1%減少の3,092百万円となりました。一方で、証券口座数は700,162口座（前事業年度末665,922口座）、信用口座数は72,007口座（前事業年度末65,599口座）と順調に増加し、日経平均株価が前事業年度末比約37%上昇したこと等に伴い、預り資産は11,207億円（前事業年度末8,713億円）と前事業年度末比28.6%の増加とな

りました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、「リスク管理追求型」のコンセプトの下、特許を取得している「逆指値」を始めとする利便性と安定性を追求した独自のサービスの提供を行いました。

当事業年度の業績につきましては、前述のとおり株式個人委託売買金額が前事業年度比で低調であったことなどにより株式に係る委託手数料収入は減少し、当事業年度の営業収益は15,084百万円（前事業年度比9.9%減）、当期純利益は3,092百万円（前事業年度比15.1%減）となりました。

当事業年度のROE（自己資本当期純利益率）は8.9%となり、当社が目標としている20%を下回りましたが、収益増強や経営効率・資本効率の改善を通じて、20%以上を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、又、新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画（BCP）の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当事業年度の設備投資額は807百万円で、ソフトウェアを中心とした新規ビジネスに係る投資並びにシステム増強に対して行いました。又、電子計算機等設備拡充のため、支払総額590百万円のリース契約を締結いたしました。

③ 資金調達の状況

短期借入金につきましては、信用取引残高の増加等に伴い資金需要が活発化したことから借入額を増額し、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ70億円増加の80億円となりました。

又、今後の資金需要に応じた機動的、安定的な資金調達手段の確保と資金効率の向上を図ることを目的として、シンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。契約総額は、前事業年度と同額の50億円といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期
	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)	20,946 (15,083)	20,674 (13,709)	16,743 (11,231)	15,084 (10,058)
経常利益	11,017	9,955	5,996	4,905
当期純利益	6,088	6,006	3,643	3,092
1株当たり当期純利益	6,267円97銭	6,205円83銭	3,908円34銭	3,436円03銭
総資産	363,771	395,726	344,100	389,292
純資産	37,568	37,414	33,761	35,664
1株当たり純資産額	38,509円47銭	39,414円18銭	37,512円05銭	39,623円97銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 議決権の比率	主要な事業内容
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,136,582 百万円	54.8% (54.8%)	傘下子会社及びグループの 経営管理、並びにそれに付 帯する業務
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	43.3% (-)	銀行業

(注) 「当社に対する議決権の比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今の株式市場低迷を受けて株式個人委託売買代金が縮小し、収益が伸び悩む厳しい環境の中で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の総合金融グループ（以下、「MUFJグループ」といいます。）としての総合力や当社ならではのIT力を活かした競争力強化により、業界内ポジションの向上を目指すとともに、内部統制／品質管理態勢を強化し強固なビジネス基盤を確立してまいります。

① MUFJグループとの業務提携成果の結実

MUFJグループ各社との業務提携において、金融商品仲介における口座開設の利便性追求、リアルチャネルとの連携施策の展開、金融商品仲介業者の拡充、ポイント・サービス展開、事務サービスの効率化施策、海外商品の拡充を始めとする海外展開の検討などの各種施策を通じて営業面成果の結実につなげていきます。

② 金融商品取引業者としての法令遵守、内部統制及び品質管理態勢の強化

金融商品取引業者に求められるプリンシプルベースを背景とした法令遵守態勢の確立のため、継続して強固なコンプライアンス意識の高揚を図ります。又、前事業年度より開始した財務報告に係る内部統制報告制度においてもISO経営フレームワークを基軸とし、グループ・ベースでの内部統制基盤の整備・高度化を図ります。さらには、認証取得（BCMS（BS25999-2：2007）によるBCP（事業継続計画）の高度化により安定したシステム基盤によるサービスの提供、及びISO10002：2004（苦情対応マネジメントに関する国際規格）の苦情対応プロセスを糧とするお客様本位のサービスとECS2000（倫理法令遵守マネジメントに関する国内規格）を基盤とするコンプライアンスのPDCAサイクルを継続してまいります。

なお、当社は、元従業員による内部者取引に関し、平成21年7月31日、金融庁より業務改善命令を受けました。当社はかかる処分を真摯に受け止め、内部管理態勢強化を始めとする業務改善計画の実践に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

③ 金融サービスの情報処理産業化及び取引執行競争に対応した競争力の追求

金融サービスの情報処理産業化及び取引執行競争の進展に伴い、当社のITインフラを活かした新規業務・サービスの展開を通じて、競合他社との競争力強化を図ります。具体的には、スーパー証券口座をマーケティング基軸とした機能強化、評議会組織によるPTS業務の展開、上場商品の拡充等のデリバティブ展開の強化、取引執行処理の高速化、新たなモバイルチャネルへの対応、約諾書電子化に伴うワンパック口座開設などに取り組んでまいります。

④ コスト競争力の維持

昨今、マクロの経済環境の低迷が長引く中、当社の主たる業務である金融商品取引業は株式等の市況の影響を大きく受けております。当社は従来より、経営効率性の指標としてコストカバー率を重視しております。コストカバー率は収益同様低下傾向にあるものの、オンライン証券業界の中でも高い水準で推移しております。当社は今後も厳格なコストコントロールを通じて、他社比優位なコスト競争力を維持してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

① 株式の取扱業務

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

ロ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

ハ. P T S 運営業務

私設取引システム「kabu.com P T S」の運営業務及び同市場において顧客の売買を執行する業務

② デリバティブ商品の取扱業務

イ. 先物・オプション取引の委託売買業務

金融商品取引所における顧客の注文に従って売買を執行する業務及びシカゴ・マーカンタイル取引所における夜間先物取引の取扱業務

ロ. カバードワラント取扱業務

金融商品取引所における上場カバードワラント及びゴールドマン・サックス証券株式会社との提携による店頭カバードワラントの取扱業務

ハ. 外国為替保証金取引業務

取引保証金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務

③ 投資信託の取扱業務

投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務

(6) 主要な営業所（平成22年3月31日現在）

本 社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

移動営業所第1号 東京都中央区新川一丁目28番7号

（注）平成21年5月7日に本社を移転しております。

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	62名	2名増加	37.3歳	3.6年
女 性	32	1名減少	34.5	4.0
合計又は平均	94	1名増加	36.3	3.8

(注) 使用人数は使用人兼執行役及び臨時使用人（派遣社員）12名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	28,228百万円
B N P パ リ バ 証 券 会 社	17,432
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,500

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,330,000株
 (2) 発行済株式の総数 975,687株
 (3) 株主数 41,251名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	390,588株	43.39%
三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社	103,187	11.46
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	42,679	4.74
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	24,826	2.75
東 短 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	11,307	1.25
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（年金特金口）	10,067	1.11
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	9,823	1.09
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー	9,535	1.05
マ イ ク ロ ソ フ ト 株 式 会 社	8,642	0.96
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 特 別 勘 定 年 金 口	8,004	0.88

- (注) 1. 自己株式（75,607株）は、上記大株主からは除外しております。
 2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 平成22年4月1日付をもって、大株主である三菱UFJ証券株式会社は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 株式の分割

平成22年2月18日開催の取締役会決議に基づき、本事業年度後の平成22年4月1日付をもって以下の株式の分割を実施いたしました。

株式の分割の方法

平成22年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

普通株式

194,161,713株

② 自己株式の取得

本事業年度後の平成22年4月26日開催の取締役会において、平成22年4月27日から平成22年6月11日までの間に自己の株式2,000,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.11%）を取得することを決議いたしました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）

① 平成15年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

42個（新株予約権1個につき9株）

・新株予約権の目的である株式の数

378株

・新株予約権の払込金額

払込を要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 135,000円（1株当たり 15,000円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 7,500円

・新株予約権を行使することができる期間

平成18年1月1日から平成22年12月31日まで

・新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。

ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。

ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	42個	378株	1名
社外取締役	—	—	—

② 平成16年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
12個（新株予約権1個につき9株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
108株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 201,294円（1株当たり 22,366円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 11,183円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年5月1日から平成22年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	12個	108株	1名
社外取締役	—	—	—

③ 平成18年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,050個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
3,150株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 981,066円（1株当たり 327,022円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 163,511円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	246個	738株	1名
社外取締役	216	648	1

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び執行役の状況 (平成22年 3月31日現在)

① 取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	山 下 公 央	監査委員会委員長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取 締 役 代 表 執 行 役 社 長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者 (CEO)
取 締 役	佐 野 三 郎	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役 (代表取締役) 三菱UFJ証券株式会社社外取締役
取 締 役	竹 内 和 男	監査委員会委員 三菱UFJ証券株式会社専務取締役 (代表取締役) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
取 締 役	柳 井 隆 博	監査委員会委員 指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員

- (注) 1. 取締役山下公央氏、佐野三郎氏、竹内和男氏、柳井隆博氏は、社外取締役にあります。
2. 平成21年6月28日開催の第10回定時株主総会において、竹内和男氏及び柳井隆博氏は取締役に選任され就任いたしました。
3. 平成21年8月31日付取締役会において、柳井隆博氏は監査委員会委員として選任され就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
玉 越 良 介	平成21年6月28日	任期満了	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長 (代表取締役)
前 田 孝 治	平成21年6月28日	任期満了	社外取締役 監査委員会委員 三菱UFJ証券株式会社常務取締役
磯 崎 哲 也	平成21年8月31日	辞 任	社外取締役 監査委員会委員
佐 藤 丈 文	平成21年8月31日	辞 任	社外取締役 監査委員会委員

- (注) 監査委員磯崎哲也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

③ 執行役

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者 (CEO)
代表執行役副社長	藤 田 通 敏	管理本部長 最高コンプライアンス責任者 (CCO)
専務執行役	眞 部 則 広	管理本部副本部長兼コンプライアンス・リスク 管理部長 品質マネジメントシステム管理責任者 (QMR)
専務執行役	雨 宮 猛	管理本部副本部長兼経営管理部長 最高財務責任者 (CFO)
執 行 役	白 田 琢 美	営業本部長
執 行 役	阿 部 吉 伸	事務・システム本部長兼システム部長
執 行 役	中 島 俊 一	事務・システム本部副本部長兼事務部長
執 行 役	石 川 陽 一	P T S 推進室長

(注) 1. 齋藤正勝氏は取締役を兼務しております。

2. 当事業年度中の執行役の異動

平成21年4月1日付で、執行役の役職、担当業務を以下のとおり変更いたしました。

専務執行役 雨宮 猛 業務本部長兼業務統括部長

専務執行役 眞部則広 事務本部長

執行役 白田琢美 営業本部長

執行役 中島俊一 営業本部副本部長

執行役 阿部吉伸 システム本部長兼システム統括部長

平成21年10月1日付で、藤田通敏氏は代表執行役副社長に新たに選任され、就任いたしました。

平成21年10月1日付で、執行役の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

代表執行役 藤田通敏 管理本部長

専務執行役 眞部則広 管理本部副本部長兼コンプライアンス・リスク管理部長

専務執行役 雨宮 猛 管理本部副本部長兼経営管理部長

執行役 阿部吉伸 事務・システム本部長兼システム部長

平成21年11月1日付で、執行役の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

執行役 中島俊一 事務・システム本部副本部長

平成21年12月1日付で、執行役の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

執行役 中島俊一 事務・システム本部副本部長兼事務部長

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (8)	36百万円 (36)
執 行 役	8	164
合 計	16	201

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役1名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。
2. 上記のほか、社外取締役が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は139百万円です。

(3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

① 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

② 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額、並びに、変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を、報酬委員会で決定する。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役佐野三郎氏は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの専務取締役（代表取締役）であります。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行と通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
 - ・取締役竹内和男氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役並びに同社の子会社である三菱UFJ証券株式会社の専務取締役（代表取締役）であります。当社は三菱UFJ証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。
 - ・取締役柳井隆博氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員並びに同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の執行役員であります。当社は株式会社三菱東京UFJ銀行とは通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役佐野三郎氏は三菱UFJ証券株式会社の社外取締役であります。当社は三菱UFJ証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。

- ③ 主要取引先等特定事業関係者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

氏名	出席状況及び発言内容
取締役 山下 公 央	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、又、当事業年度開催の監査委員会15回の全てに出席し、取締役会議長、監査委員会委員長として議案の上程や議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 佐野 三 郎	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、当社親会社の代表取締役として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 竹内 和 男	選任後に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、又、選任後に開催された監査委員会12回のうち11回に出席し、証券会社の代表取締役として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 柳井 隆 博	選任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、又、選任後に開催された監査委員会9回のうち8回に出席し、親会社の執行役員として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 磯崎 哲 也	当事業年度内の辞任までの間に開催された取締役会8回ならびに監査委員会6回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 佐藤 丈 文	当事業年度内の辞任までの間に開催された取締役会8回ならびに監査委員会6回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行し、同日より、法人名称が有限責任監査法人トーマツとなっております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	41百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (注) 2	43百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 当社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主利益の極大化を重要な経営目標としております。従来より、信用取引拡大等に備えた財務体質の強化及びコンピューターシステムへの投資等の将来の事業拡大に必要な内部留保の確保を念頭に置き、それらの効果によるROEの向上を通じての1株当たりの利益水準の増加を推進してまいりました。それと同時に配当性向30%以上の配当の実施を基本方針とし、自己株式の取得も含めて、内部留保とのバランスを考慮に入れた利益配分を行ってまいりました。

この方針に加え、当事業年度は当社の設立10周年を迎えたことから、株主の皆様のご支援、ご協力に対する感謝の意を込めて、1株当たり700円の記念配当を実施する方針といたしました。以上により、平成22年3月期の期末配当については、平成22年5月に開催予定の取締役会決議を前提に、配当性向58.2%となる、1株当たり2,000円（記念配当700円を含む）といたします。

今後の利益配分の方針に関しましても、従来の方針も勘案しつつ、検討を行ってまいります。

7. 業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容は以下のとおりであります。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査室は、監査委員会の監督下であり、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。又、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定し、その指揮権は監査委員会に属するものとしております。

③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。

- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ・ 監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
- ・ 行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
- ・ 行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
- ・ 業務執行部門で実施した品質監査の結果
- ・ 業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
- ・ その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、「選定監査委員」。）が定めた事項

- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。

なお、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・当社の業務及び財産の状況の調査
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告の請求
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・取締役会の招集
- ・監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
- ・監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
- ・当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表（監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。）
- ・調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の外部アドバイザーの任用

- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社社規則に規定しております。

又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。

情報の管理については、「セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定め、「情報セキュリティ方針」「情報管理ガイドライン」「個人情報保護規程」等の規定を整備し、その徹底を図る体制としております。

⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初にリスク管理方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。

又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等にかかる基礎データの管理方法を当社規定に定めております。

⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保する体制としております。

具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む常務執行役以上の役付執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。

⑧ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「MUF G 倫理綱領」「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「品質監査」、内部監査室による「内部監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。

⑨ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

MUF G 倫理綱領を採択するなど、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。

又、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	382,990	流 動 負 債	331,969
現 金 ・ 預 金	53,182	信 用 取 引 負 債	73,056
預 託 金	217,507	信 用 取 引 借 入 金	46,718
信 用 取 引 資 産	90,336	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	26,338
信 用 取 引 貸 付 金	79,553	有 価 証 券 担 保 借 入 金	10,623
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	10,782	預 り 金	123,101
立 替 金	34	受 入 保 証 金	115,260
募 集 等 払 込 金	343	短 期 借 入 金	8,000
短 期 差 入 保 証 金	19,417	リ ー ス 債 務	206
先 物 取 引 差 金 勘 定	671	未 払 金	108
前 払 金	46	未 払 費 用	486
前 払 費 用	200	未 払 法 人 税 等	1,007
未 収 入 金	0	繰 延 税 金 負 債	102
未 収 収 益	1,232	前 受 収 益	15
そ の 他 の 流 動 資 産	15	固 定 負 債	20,470
固 定 資 産	6,301	長 期 借 入 金	20,000
有 形 固 定 資 産	794	リ ー ス 債 務	470
建 物	310	特 別 法 上 の 準 備 金	1,187
器 具 ・ 備 品	29	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	1,187
リ ー ス 資 産	454	負 債 合 計	353,627
無 形 固 定 資 産	1,748	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,554	株 主 資 本	35,267
電 話 加 入 権	10	資 本 金	7,196
リ ー ス 資 産	183	資 本 剩 余 金	11,913
投 資 そ の 他 の 資 産	3,758	資 本 準 備 金	11,913
投 資 有 価 証 券	2,100	利 益 剩 余 金	24,872
出 資 金	2	そ の 他 利 益 剩 余 金	24,872
長 期 貸 付 金	1	繰 越 利 益 剩 余 金	24,872
長 期 差 入 保 証 金	421	自 己 株 式	△8,715
長 期 前 払 費 用	215	評 価 ・ 換 算 差 額 等	396
繰 延 税 金 資 産	1,002	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	396
そ の 他	735	純 資 産 合 計	35,664
貸 倒 引 当 金	△719	負 債 純 資 産 合 計	389,292
資 産 合 計	389,292		

損 益 計 算 書

（自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月 31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	15,084
受 入 手 数 料	10,058
金 融 収 益	5,026
金 融 費 用	1,528
純 営 業 収 益	13,556
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	8,623
営 業 利 益	4,933
営 業 外 収 益	259
営 業 外 費 用	287
経 常 利 益	4,905
特 別 利 益	439
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	57
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	247
投 資 有 価 証 券 売 却 益	134
特 別 損 失	116
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28
固 定 資 産 除 却 損	88
税 引 前 当 期 純 利 益	5,227
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,069
法 人 税 等 調 整 額	66
法 人 税 等 合 計	2,135
当 期 純 利 益	3,092

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金				
平成21年3月31日 残高	7,196	11,913	22,956	△8,722	33,343	417	33,761
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△1,170		△1,170		△1,170
当期純利益			3,092		3,092		3,092
自己株式の処分			△5	7	1		1
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						△20	△20
事業年度中の変動額合計	—	—	1,916	7	1,923	△20	1,903
平成22年3月31日 残高	7,196	11,913	24,872	△8,715	35,267	396	35,664

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。トレーディング業務において取り扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。

② 評価基準及び評価方法 時価法

(2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～15年

器具・備品 6年～8年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法定額法

長期前払費用

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税（投資その他の資産のその他）」に計上し5年間で均等償却しております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	290百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
①金銭債権	51,121百万円
②金銭債務	2,558百万円
(3) 執行役に対する金銭債務	31百万円
(4) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。	
①差入れている有価証券	
イ 信用取引貸証券	29,160百万円
ロ 信用取引借入金の本担保証券	50,382百万円
ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	10,528百万円
ニ 差入保証金代用有価証券	77,570百万円
②差入れを受けている有価証券	
イ 信用取引貸付金の本担保証券	77,885百万円
ロ 信用取引借証券	10,941百万円
ハ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	40,900百万円
ニ 受入保証金代用有価証券	152,150百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	42百万円
② 金融費用	18百万円
③ 販売費・一般管理費	544百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	975,687株	一株	一株	975,687株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	75,670株	一株	63株	75,607株

(注) 自己株式の株式数の減少63株は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成21年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,170百万円
・1株当たり配当額	1,300円
・基準日	平成21年3月31日
・効力発生日	平成21年6月15日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,800百万円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成22年3月31日
・効力発生日	平成22年6月14日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権 Aストック・オプション・プラン (平成15年12月31日発行)	第1回新株予約権 Bストック・オプション・プラン (平成16年4月30日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	378株	108株
	第2回新株予約権 Aストック・オプション・プラン (平成18年3月31日発行)	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	3,150株	

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
金融商品取引責任準備金	483百万円
投資有価証券	213百万円
減価償却費	107百万円
貸倒引当金	269百万円
その他	186百万円
繰延税金資産合計	1,260百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	360百万円
繰延税金負債合計	360百万円
繰延税金負債の純額（流動）	102百万円
繰延税金資産の純額（固定）	1,002百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具・備品	1,529	1,204	324
ソフトウェア	483	398	84
合計	2,012	1,603	409

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	358百万円
1年超	65百万円
合計	423百万円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- | | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 627百万円 |
| 減価償却費相当額 | 595百万円 |
| 支払利息相当額 | 18百万円 |
- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、個人顧客を対象としたプロカレッジ業務に基本的に特化しており、顧客向けプロカレッジ業務の一環として行う信用取引に係る金銭の貸付（信用取引貸付金）を行っております。また、顧客から受け入れた預り金、信用取引等に係る受入保証金、デリバティブ取引に係る受入証拠金及び外国為替保証金取引に係る保証金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、信託銀行へ預託（預託金）しております。

信用取引貸付金は、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信限度額、立替発生の防止及び発生時の処理などに関して社内規則で厳格に定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。

顧客分別金信託及び区分管理信託の信託財産は、信用リスク並びに金利の変動リスクに晒されておりますが、運用は主に国債及び有担保コール等を中心としており、信用リスクは僅少です。また、これらの運用・管理方針は社内規則に厳格に定められており、市場リスク相当額を含む自己資本規制比率を、金融庁告示に基づき毎営業日に経営管理部が算定し、執行役社長及び内部管理統括責任者に報告しております。

信用取引貸付金に充当するため、株式市場、金融市場の状況や、信用取引増減等資金需要を勘案して、証券金融会社又は証券会社からの借入（信用取引借入金）、コールマネーや銀行借入（短期借入金、長期借入金及び関係会社長期借入金）による資金調達を行っております。

これらの借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。支払準備の確保、支払期日の管理方法など資金調達に係る管理方法は社内規則により厳格に規定されており、資金繰りの状況は経営管理部から毎営業日、執行役社長及び最高財務責任者に報告されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金・預金	53,182	53,182	—
②預託金	217,507	217,470	△36
③信用取引貸付金	79,553	79,553	—
④信用取引借証券担保金	10,782	10,782	—
⑤短期差入保証金	19,417	19,417	—
⑥投資有価証券	805	805	—
⑦長期立替金 (*1)	735		
貸倒引当金 (*2)	△719		
	15	15	—
資産計	381,265	381,228	△36
①信用取引借入金	46,718	46,718	—
②信用取引貸証券受入金	26,338	26,338	—
③有価証券担保借入金	10,623	10,623	—
④預り金	123,101	123,101	—
⑤受入保証金	115,260	115,260	—
⑥短期借入金	8,000	8,000	—
⑦長期借入金	17,500	17,500	—
⑧関係会社長期借入金	2,500	2,500	—
負債計	350,042	350,042	—

(*1) 貸借対照表上、投資その他の資産のその他に含めて記載しております。

(*2) 長期立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

①現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②預託金

預託金に含まれる債券及びマルチコーラブル預金（定期預金）の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、有担保コール貸付は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③信用取引貸付金、④信用取引借証券担保金、⑤短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格によっております。

⑦長期立替金

長期立替金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- ①信用取引借入金、②信用取引貸証券受入金、③有価証券担保借入金、④預り金、⑤受入保証金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑦長期借入金、⑧関係会社長期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	370
投資事業有限責任組合出資持分 (*3)	924

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について28百万円の減損処理を行っております。

(*3) 投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 関連当事者との取引
兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	三菱UFJ信託銀行(株)	324,279	信託銀行業	(被所有) 間接0.0	銀行取引	金銭信託 支払手数料	— 45	預託金 未払費用	104,093 22
	三菱UFJ証券(株)	65,518	金融商品取引業	(被所有) 直接11.4	金融商品取引 役員の兼任	有価証券の売買 有価証券売却益	74,391 180	— —	— —

(注) ① 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針

ア 支払手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

イ 金銭信託の取引金額については、顧客分別金信託及び区分管理信託必要額の差替を日々行なっているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。

③ 有価証券の売買は、形式的には三菱UFJ信託銀行(株)及び日証金信託銀行(株)の金銭信託で保有する有価証券の売買ですが、実質的には同金銭信託を経由した、当社と三菱UFJ証券(株)との取引によるものです。なお、有価証券売買の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

① 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

株式会社三菱東京UFJ銀行(非上場)

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	39,623円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	3,436円03銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,434円40銭
(4) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定基礎 1株当たり当期純利益	
①普通株式に係る当期純利益	
イ損益計算上の当期純利益	3,092百万円
ロ普通株主に帰属しない金額	－百万円
ハ差引普通株式に係る当期純利益	3,092百万円
②普通株式の期中平均株式数	900,054株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
①当期純利益調整額	－百万円
②普通株式増加数	426株
うち新株予約権	426株

10. 重要な後発事象に関する注記

平成22年2月18日開催の取締役会決議に基づき、平成22年4月1日付をもって以下の株式分割を実施いたしました。

(1) 分割方法

平成22年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式 194, 161, 713株

当期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報の各数値は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額 198円12銭

1株当たり当期純利益 17円18銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 17円17銭

11. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美久羅 和美 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査委員会監査報告書

当監査委員会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制にかかる体制全般の状況について監視及び検証し、かつ、取締役会が定めた監査委員会規程及び当期の監査方針並びに監査委員会が定めた職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制にかかる体制全般に関する取締役会の決議の内容は相当と認めます。また、当該内部統制にかかる体制全般に関する取締役会及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月18日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長 山下 公 央 ㊤

監査委員 竹内 和 男 ㊤

監査委員 柳井 隆 博 ㊤

(注) 監査委員山下公央、竹内和男、柳井隆博、は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成22年4月1日を効力発生日として実施した株式の分割並びに単元株制度の採用に伴い、単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります（変更案第9条）。
- (2) その他、現行定款について、条数の繰り下げ並びに条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第7条の2 (省略)	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
(新設)	<u>(単元未満株主の権利)</u> 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第45条 (省略)	第10条～第47条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、期中に辞任した取締役2名の補充を含め、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当 (重要社における地位、担当 な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	廣中 享二 (昭和32年11月13日生)	昭和56年4月 (株)三和銀行入行 平成14年5月 (株)UFJ銀行 総合資金部長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行 円貨資金証券部副部長 平成19年5月 同行 投資運用部長 平成20年4月 同行 執行役員 投資運用部長 平成20年5月 同行 執行役員 市場営業部長 平成22年5月 同行 執行役員 平成22年6月 当社 顧問(現職)	—
2	齋藤 正勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス(株)入社 平成5年8月 第一証券(株)入社 平成10年10月 伊藤忠商事(株)入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券(株)設立に伴い同社入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役COO 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長(現職)	2,994株
3	藤田 通敏 (昭和31年7月15日生)	昭和55年4月 (株)三菱銀行入行 平成11年10月 (株)日本信託銀行 営業統括部長 平成14年4月 (株)東京三菱銀行 資産運用業務部 信託業務室 主任調査役 平成14年11月 同行 六本木支社長 平成16年4月 同行 赤坂支社長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行 青山通支社長 平成18年5月 同行 虎ノ門支社長 平成20年5月 同行 監査部 与信監査室長 平成21年9月 当社 顧問 平成21年10月 当社 代表執行役副社長(現職)	4株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当 (重 社における地位、担当 な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	長谷川 理 雄 (昭和30年4月20日生)	昭和54年4月 (株)東京銀行入行 平成16年4月 (株)東京三菱銀行 資産運用業務部長 (株)三菱東京フィナンシャル・グルー プ 受託財産連結事業本部 受託業務 企画部長 平成17年7月 オランダ東京三菱銀行 頭取 平成18年1月 オランダ三菱東京UFJ銀行 頭取 平成20年4月 (株)三菱東京UFJ銀行 執行役員 オラン ダ三菱東京UFJ銀行 頭取 平成20年5月 同行 執行役員 総合リスク管理部長 (株)三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 執行役員 リスク統括部長 平成22年5月 同社 常務執行役員 (現職) (重要な兼職の状況) (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員	—
5	柳 井 隆 博 (昭和33年5月4日生)	昭和57年4月 (株)三菱銀行入行 平成17年1月 同行 総合カード・クレジット事業部 長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行企画部部長 (会長 行室長) 平成19年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部長 平成20年4月 同社 執行役員経営企画部長 平成21年5月 同社 執行役員リアル企業部部長兼(株) 三菱東京UFJ銀行執行役員リアル企 画部長 (現職) 平成21年6月 当社 取締役 (現職) <当社における地位、担当> 指名委員会委員、報酬委員会委員、監査委員会委員 (重要な兼職の状況) (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員	—
6	竹 内 朗 (昭和42年5月25日生)	平成8年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成8年4月 弁護士登録 平成18年8月 国広総合法律事務所パートナー就任 平成20年6月 大興電子通信株式会社社外監査役 (現職) 平成22年4月 プロアクト法律事務所代表就任 (現 職)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	長友英資 (昭和23年7月7日生)	昭和46年4月 東京証券取引所入所 平成5年6月 同所 上場部上場管理室長 平成8年6月 同所 国際部長 平成10年6月 同所 債券部長 平成11年6月 同所 会員部長 平成12年6月 同所 総務部長 平成13年11月 (株)東京証券取引所 執行役員 平成15年6月 同社 常務取締役 平成17年12月 同社 常務取締役(最高自主規制責任者) 平成19年6月 同社 顧問 平成19年10月 (株)ENアソシエイツ 代表取締役(現職) 平成20年4月 早稲田大学大学院 商学研究科 客員教授(現職) 平成20年5月 (株)セディナ 監査役(現職) 平成20年6月 オムロン(株) 監査役(現職) 平成20年6月 三菱商事(株) 監査役(現職)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者廣中享二氏、長谷川理雄氏、柳井隆博氏、竹内朗氏及び長友英資氏は、社外取締役候補者であります。なお、竹内朗氏及び長友英資氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を備えております。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する当社の特定関係事業者等に該当しており、各社外取締役候補者と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを含む特定関係事業者との関係については注記4.(1)～(5)の各④に記載をしております。
4. 各社外取締役候補者の「①社外取締役として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の社外取締役に就任してからの在任期間」「③当社または他の会社の役員として在任中の当社または当該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

(1) 廣中享二氏(新任)

- ①同氏は社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において金融市場関連業務に長年に亘って従事、また執行役員として経営に参画した経験があるなど、金融分野に関する相当な知見と金融機関経営の経験などを活かし、取締役会長として当社の経営全般に関する適切な監督を遂行できるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、平成14年5月から平成22年5月まで、株式会社三菱東京UFJ銀行(旧株式会社UFJ銀行時代を含む)の部長及び執行役員でありました。

(2) 長谷川理雄氏（新任）

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において資産運用業務などを経験し、また執行役員として海外現地法人頭取、総合リスク管理部長を歴任するなど、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験などを取締役会による経営監督に活用でき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(3) 柳井隆博氏（再任）

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において事業部長、全国銀行協会会長行室長を歴任し、銀行持株会社では経営企画を担当するなど、幅広い経営企画を経験していることから、これらの業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
- ③同氏の取締役在任中、当社は、元従業員による内部者取引に関し、平成21年7月31日、金融庁より業務改善命令を受けております。
- ④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員リテール企画部長兼株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員リテール企画部長であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(4) 竹内朗氏（新任）

- ①同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。

(5) 長友英資氏（新任）

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、取引所での証券市場管理業務等における豊富な経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
 - ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
 - ③同氏が取締役を務めていた株式会社東京証券取引所では、平成17年12月に、有価証券売買システムに障害が発生したことに関し、金融庁から業務改善命令を受けました。
 - ④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。
5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、各社外取締役と同契約を締結しております。社外取締役候補者が当社取締役として選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

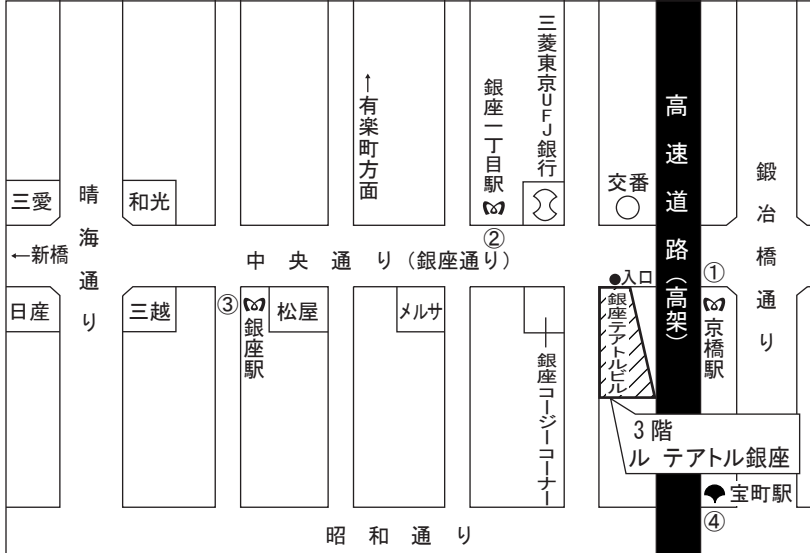
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座一丁目11番2号

ル テアトル銀座

(代) ☎ 0 3 (3 5 3 5) 5 1 5 1



(交通)

- ①地下鉄銀座線「京橋駅」2番出口より徒歩3分
- ②地下鉄有楽町線「銀座一丁目駅」7番出口より徒歩3分
- ③地下鉄丸ノ内線、日比谷線「銀座駅」A13番出口より徒歩5分
- ④都営地下鉄浅草線「宝町駅」A4番出口より徒歩5分

お願い

- ・駐車場の準備はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。